

収集できないごみ

資源物

使用済
小型家電

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

プラスチック製
容器包装

有害ごみ

収集できない
ごみ

リサイクルの
森について

ごみ品目別
一覧表

該当する もの

主な品目



●かわら



●エアコン



●ガスボンベ



●タイヤ



●車の部品
(ホイール・バンパー等)



●テレビ



●パソコン



●冷蔵庫・冷凍庫



●洗濯機・衣類乾燥機



●オートバイ

- 家電4品目……………●冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、テレビ
…詳しくは30ページ参照
- パソコン……………●家庭系パソコン
…詳しくは29ページ参照
- 危険物……………●消火器、ガスボンベ、農薬類 など
- 処理不適物……………●温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ソーラーパネル（太陽光パネル）、ピアノ、厚鋼板、鉄筋、単車（オートバイ）、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど）、ホイール（タイヤ用）、農機具類、農業用ビニール、畔シート、マルチ など
- その他……………●土砂、ガレキ、かわら、レンガ、コンクリート、焼却灰、汚泥、事業系一般廃棄物 など
- 産業廃棄物……………●（事業活動に伴い生じる下記のごみなど）
廃プラスチック、金属くず、ガラス、陶磁器くず、食料品製造業者などからの動植物性残渣、パルプ・紙・紙加工品製造業・印刷出版業者などからの紙くず、繊維工業からの繊維くず、建設業者などによる工作物の新築・改築・除去に伴って生じる木くず、コンクリート・レンガ・かわらなどの破片、アスファルト破片、その他法令で指定されたもの など

※詳しくは、三重県桑名地域防災総合事務所環境室へお問い合わせください。（☎ 0594-24-3624）

家庭系パソコンについて

「資源有効利用促進法」により、メーカーなどが回収・リサイクルします。



●デスクトップパソコン本体



●ノートパソコン本体



●ディスプレイ



●購入時付属品
※買ったときについてきた
マウス・キーボード・
スピーカーなど
(本体と一緒に回収します)

上記品目の処分方法

メーカーに連絡・申し込みをする

PCリサイクルマークはついているか

PCリサイクル
マーク **あり**

PCリサイクル
マーク **なし**

振り込み用紙が
送付される

リサイクル料金の
支払い

エコゆうパック伝票が送付される

梱包し、伝票を張り付ける

郵便局を通じ発送する

海外から自己輸入したパソコンや、自ら組み立てたパソコンは、回収・再資源化をするメーカーが存在しません。このようなパソコンの処分については、下欄「パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。

「PCリサイクルマーク」は、平成15年（2003年）10月以降に販売された家庭向けのパソコンに貼付されています。このマークのついたパソコンは、廃棄時に新たな料金を負担する必要はありません。



PCリサイクルマーク

リサイクル料金は、各メーカーが製品種別ごとに独自に設定しています。各メーカー及び「パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。

対象外となる品目

これらは「不燃ごみ」として出してください。



●プリンター ●スキャナー
●ワープロ ●ゲーム機など

※直接持ち込むか、戸別収集を依頼することもできます。

問い合わせ先

一般財団法人
パソコン3R推進協会

ホームページ：<http://www.pc3r.jp>

各メーカーのパソコン処分のための情報や申込手続き情報、リサイクル料金などが掲載されています。（電話でのリサイクル申し込みはできません。）

TEL:03-5282-7685 FAX:03-3233-6091

受付：月～金（祝日を除く）9時～12時、13時～17時

収集できないごみ

資源物

家電4品目について

「家電リサイクル法」により、メーカーなどが回収・リサイクルします。

該当する
もの 主な品目



●テレビ
(ブラウン管・
液晶・プラズマ)



●冷蔵庫・冷凍庫



●洗濯機・
衣類乾燥機



●エアコン

上記品目の処分方法

①以前購入した販売店や、買い換えをする販売店に引き取りを依頼する

原則

必要な費用 = リサイクル料金 + 収集運搬料金(販売店の定める料金)

※販売店は、過去に自己の店で販売した対象家電の引き取りを依頼された場合は、これを引き取る義務があります。

②自分で指定引取場所に持ち込む

必要な費用 = リサイクル料金

(1)処分する家電のメーカー名を確認する。

※テレビの場合は画面サイズを、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積を確認する。

(2)最寄りの郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。
(別途手数料が必要です)

※家電リサイクル券「料金郵便局払込方式」は、郵便局に備え付けられています。

(3)指定引取場所に家電リサイクル券を持参し、家電を引き渡す。

指定引取場所

(三重県北勢地域分)

会社名	住所	電話番号
朝日金属(株)四日市工場	四日市市昌栄町16番11号	059-351-4606
日本通運(株)四日市指定引取場所	四日市市新正三丁目7番11号	059-352-4155

③収集運搬業許可業者に依頼する

必要な費用 = リサイクル料金 + 収集運搬料金(許可業者の定める料金)

(1)処分する家電のメーカー名を確認する。

※テレビの場合は画面サイズを、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積を確認する。

(2)最寄りの郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。
(別途手数料が必要です)

※家電リサイクル券「料金郵便局払込方式」は、郵便局に備え付けられています。

(3)収集運搬業許可業者に連絡し、家電リサイクル券と収集運搬料金を支払い家電を渡す。
(4)収集運搬業許可業者が指定引取場所まで運搬する。

※許可業者については、環境対策課にお問い合わせください。

使用済
小型家電

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

プラスチック
容器包装

有害ごみ

収集できない
ごみ

リサイクルの
森について

ごみ品目別
一覧表

問い合わせ先

一般財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター

ホームページ：<http://www.rkc.aeha.or.jp>

家電4品目の処分にあたっての情報や受付窓口、リサイクル料金が掲載されています。

TEL:0120-319640 FAX:03-3903-7551

受付：月～土(祝日除く) 9時～18時

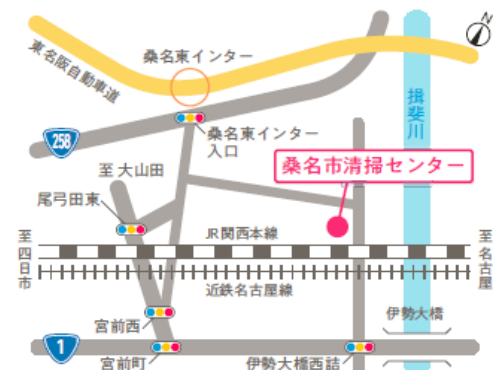
参考

テレビなどの家電製品には、金属などの有用な資源が多く含まれています。そのため、廃棄物の減量化と資源の有効利用を促進するため、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が制定され、平成13年4月1日から本格施行されています。

土砂・ガレキ類(コンクリート類)持込場所

桑名市清掃センターに直接持ち込みができます。(石膏ボード等は、ご相談ください)

所在地	桑名市大字東汰上831	
お問い合わせ先	0594(22)5350	
ご利用時間	月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前9時から午後4時まで	
ご利用料金	車両最大積載量の定めのある車	(車両最大積載量) 1,000kgあたり5,000円(軽自動車除く) ※1,000kg未満の端数がある場合は1,000kgとみなす。 1台あたり2,000円(軽自動車)
	車両最大積載量の定めのない車	1台あたり1,000円



※事業活動に伴って出たものは持ち込むことができません。

違法な不用品回収業者を利用しないでください。

最近、空き地でテレビや冷蔵庫などの不用品を無料で回収する業者を見かけますが、安易に引き取りを依頼するのは危険です。これらの業者が回収した家電は、適正にリサイクルされているか確認することができないため、多くは必要な部品を取り除いた後に不法投棄されたり、不適切に処理されていると考えられます。不法投棄された場合、その責任は元の持ち主(排出者)にも及び、撤去費用や原状回復費用などを請求される可能性もあります。また、冷蔵庫やエアコンにはオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロンガス、古いテレビには有害な鉛が含まれているものもあり、適正に処理しないと環境汚染や健康被害につながってしまいます。

深刻な環境汚染を未然に防ぐためにも、対象家電は適正なりサイクルルートで処理しましょう。

